第十二条第一項第三号	第十三条第三項	第三十一条の六第三項
母子修学資金	母子修学資金	父子修学資金
配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項		配偶者のない男子の二十歳以上である子等（第三十一条第九号に規定する配偶者のない男子の二十歳以上である子等をいう。以下同じ。）（法第三十一条の六第二項
第五条第二項各号	第五条第二項各号	第三十一条の三第二項各号
第十二条第二項	母子技能習得資金及び母子生活資金	父子技能習得資金及び父子生活資金
第十二条第二項第一号	配偶者のない女子	配偶者のない男子
第十二条第二項第五号	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第十二条第三項	母子修学資金の貸付けは	父子修学資金の貸付けは
第十二条第三項第一号	母子修学資金	父子修学資金
第十二条第三項第二号	母子修学資金	父子修学資金
配偶者のない女子	配偶者のない女子	配偶者のない男子
第十二条第三項第三号	第十三条第三項	第三十一条の六第三項
母子修学資金	母子修学資金	父子修学資金
配偶者のない女子の二十歳以上である子等	配偶者のない女子の二十歳以上である子等	配偶者のない男子の二十歳以上である子等
第五条第二項各号	第五条第二項各号	第三十一条の三第二項各号
第十四条	母子修学資金	父子修学資金
	母子技能習得資金	父子技能習得資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子生活資金	父子生活資金
第十五条第一項	第十四条の規定により	第三十一条の六第四項及び同項において準用する法第十四条（各号を除く。）の規定により
第十五条第一項第二号	第十四条に	第三十一条の六第四項及び同項において準用する法第十四条（各号を除く。）に
	及び第六条	並びに第三十一条の四において準用する第六条
	第十四条各号	第三十一条の六第四項各号
第十五条第一項第三号及び第二項	第十四条	第三十一条の六第四項及び同項において準用する法第十四条（各号を除く。）

第十六条	第八条第一項	第三十一条の六第一項
第十六条第一号	第十三条第一号	第三十一条の七において準用する第十三条第一号
第十六条第五号	第十四条各号	第三十一条の六第四項各号
第十八条第一項	第十六条	第三十一条の七において準用する第十六条
第十九条第一項	第八条第一項	第三十一条の六第一項
第十九条第一項第二号	母子修学資金又は母子就学支度資金	父子修学資金又は父子就学支度資金
第二十条	母子修業資金	父子修業資金
	第十五条第一項ただし書	第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第一項ただし書
	第八条第四項	第三十一条の六第四項
	第九条第一項	第三十一条の七において準用する第九条第一項
第二十二条	第十五条第二項	第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第二項
第二十三条	第三条から前条まで	第三十一条から第三十一条の六まで並びに第三十一条の七において準用する第九条から第二十条まで及び前条

（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準）

第三十一条の八　法第三十一条の七第一項の措置は、当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの現に日常生活に支障が生じている状況に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

（父子家庭自立支援教育訓練給付金等）

第三十一条の九　法第三十一条の十において準用する法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2　第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第一項	
第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（第三十一条第九号に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）